

**【暮らす】施策の柱27**

①予算事業名	重度心身障害者(児)医療費助成事業	予算科目	3-1-3-5			基本構想上の位置づけ 上段:「島づくり目標」 下段:「施策の柱」	共に暮らせる島づくり	
②担当部課名	福祉課	事業実施(予定)年度	H30~H32			基本計画の該当箇所	福祉の充実 施策の柱27-2	
③事業内容	<p>重度心身障害者(児)医療費助成とは、心身に重度の障がいを抱える方々の健康を保持するため、医療費の一部を助成する制度の事。一定の等級の障害者手帳を持参し、かつ、所得等の条件を満たす者が、申請することにより、久米島町長が受給者証を交付。病院等で受診後、一旦医療機関に医療費を支払い、後日役場に申請することにより償還払いを受けることができる。医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担額が助成対象。保険から支給される高額療養費や付加給付費がある場合は、その額を控除する。基本的には、申請した月の翌月末に指定口座に振込みを行う。 ※久米島町では身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2保持者が対象。</p>							
④実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
⑤事業費 【単位:円】		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
	財源内訳	(a)国庫						
		(b)県費	5,880,000	6,000,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	
		(c)地方債等						
		(d)一般財源	5,880,000	6,000,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000
	計(a~d)	11,760,000	12,000,000	13,800,000	13,800,000	13,800,000		
	特定財源名	(a)または(b)の名称	重度心身障害者(児)医療費助成		(c)の名称			
⑥事業計画	年度	実施する具体的な事業の内容						
	平成30年度	<p>一定の等級の障害者手帳を持参し、かつ、所得等の条件を満たす者が、申請することにより、久米島町長が受給者証を交付。病院等で受診後、一旦医療機関に医療費を支払い、後日役場に申請することにより償還払いを受けることができる。医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担額が助成対象。保険から支給される高額療養費や付加給付費がある場合は、その額を控除する。基本的には、申請した月の翌月末に指定口座に振込みを行う。</p>						
	平成31年度	<p>一定の等級の障害者手帳を持参し、かつ、所得等の条件を満たす者が、申請することにより、久米島町長が受給者証を交付。病院等で受診後、一旦医療機関に医療費を支払い、後日役場に申請することにより償還払いを受けることができる。医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担額が助成対象。保険から支給される高額療養費や付加給付費がある場合は、その額を控除する。基本的には、申請した月の翌月末に指定口座に振込みを行う。</p>						
	平成32年度	<p>一定の等級の障害者手帳を持参し、かつ、所得等の条件を満たす者が、申請することにより、久米島町長が受給者証を交付。病院等で受診後、一旦医療機関に医療費を支払い、後日役場に申請することにより償還払いを受けることができる。医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担額が助成対象。保険から支給される高額療養費や付加給付費がある場合は、その額を控除する。基本的には、申請した月の翌月末に指定口座に振込みを行う。</p>						
⑦成果目標(指標)及び進捗状況	成果目標(指標)		基準値(29年度)	30年度	31年度	32年度	目標値(37年度)	
	必要な人へ支給を行う	目標	( / )	(対象者数)	(対象者数)	(対象者数)	( / )	
		実績		277人				
	自動償還の仕組みを整える	目標	( / )	(自動償還)	(自動償還)	(自動償還)	( / )	
実績			未					
事業成果効果	医療費によって生活が圧迫されないように、特に重度の障害者は病院に係る率が高い為、この助成事業があることで、負担減が見込める。							
⑧写真及び図面	<p><b>効果</b> 医療費助成があることで継続して通院できる方がいる。総合窓口でも受け付けてくれているので、具志川方面の方々が助かる。領収書を窓口へ提出される時に受給者の様子を確認することが出来る。2年に一度の更新で、医療費助成のことを知ったり思い出したりする方がいる。1年以内という長めの期間設定があるので、余裕を持って提出できる。</p> <p><b>課題</b> 医療費助成の受給対象者だが、仕組みをよく分からず、利用していない方がいた。一度支払ってから、お金が戻ってくるのだが、最初に支払うのが困難な方にとっては不便な仕組み。本人が寝たきりで申請に来るのが困難なケース。毎年の税確認を行うが、確定申告をされない方への対応。社保の方の高額療養費の払い戻し確認</p>							